

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

規則
 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
 教委規則
 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一五



現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 閑 成

山口県規則第七十八号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 単純な労務に雇用される職員(以下「職員」という。)
- 二 運転士長、守衛長、副守衛長、調理長、主任技術員、主任運転士、主任機械操作員、主任技能員、主任電気整備員、主任電話交換員、主任ボイラー技士(ボイラー取扱主任者を除く。)

主任養殖員、主任守衛、主任畜産員、主任調理員、主任農場員、主任道路巡視員、主任病棟員、技術員、運転士、機械操作員、技能員、電気整備員、電話交換員、ボイラー技士(ボイラー取扱主任者を除く。)、養殖員、守衛、畜産員、調理員、農場員、道路巡視員又は病棟員の職にある者をいう。

二 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

三 降格 職員の職務の級を給料表の低位の職務の級に変更することをいう。

四 経験年数 職員が職員として在職した年数(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)以下「初任給規則」という。)

の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を含む。をいう。

五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。

第三条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条第二項中「職務は、次に掲げる」を「分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第二)に定める」に改め、各号を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

(級別資格基準表)

第四条の二 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、第五条の三第二項の場合を除き、級別資格基準表(別表第三)に定めるとおりとする。

第五条中「別表第二」を「別表第四」に改める。

第五条の二第二項中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)以下「初任給規則」という。)

を「初任給規則」に改め、「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、同条第二項中「職員が職員として在職した年数(初任給規則の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を含む。)

をいう。以下同じ。を削り、「十五年(経験年数のうち十年までの年数の月数については、十二月)で除して」を「十二月(その者の経験年数のうち十年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立たと認められる職務であつて別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して知事が相当と認める年数を除く。)

の月数にあつては、十五年)で除して得た数に四を乗じて」に改める。

第五条の三を次のように改める。

(昇格)

第五条の三 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級につい

て

て級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していることにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については、行うことができない。

第五条の三の次に次の一条を加える。

(昇格その他の異動の場合の号給)

第五条の四 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第五)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

3 第二項に規定するもののほか、職員が職務の級を異にして異動した場合における号給については、別に定める。

第六条第一項から第五項までを次のように改める。

職員の昇給は、第五項に規定するものを除き、毎年一月一日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。

3 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第一項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により職務上特に功績があり、表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項第四号に該当する場合又はこれに準ずる場合において退職する場合 退職の日

三 公務のため危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合 別に定める日

第六条第六項中「給料月額」を「号給」に改め、「(最短昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条第七項中「から第三項(第四項において準用する場合を含む。)」まで及び第五項ただし書を「及び第五項」に、「及び前項」を「並びに前項」に改める。

第六条の二及び第六条の三を削り、第六条の四を第六条の二とする。

第六条の五第一項中「第六条の三」を「第六条」に、「二十一万四千六百円」を「給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、同条第二項中「第六条の三」を「第六条」に、「二十一万四千六百円」を「前項の規定による給料月額」に改め、同条を第六条の三とする。

第六条の六中、「(最短昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条を第六条の四とする。

第九条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、第九号を削り、第十号を第四号とし、第十一号から第十三号までを六号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第八号とし、同条第三項中「については」の下に「、別に定めるものを除き」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	円 120,200	円 171,200	円 194,800	円 247,700	円 279,700
2	円 121,100	円 172,700	円 196,200	円 249,100	円 281,600
3	円 122,000	円 174,200	円 197,600	円 250,500	円 283,500
4	円 122,900	円 175,700	円 199,000	円 251,900	円 285,400
5	円 123,900	円 177,100	円 200,500	円 253,100	円 287,300
6	円 124,900	円 178,600	円 202,000	円 254,400	円 289,200
7	円 125,900	円 180,100	円 203,500	円 255,700	円 291,100
8	円 126,900	円 181,600	円 205,000	円 257,000	円 293,000
9	円 127,700	円 183,100	円 206,500	円 258,100	円 294,700
10	円 128,700	円 184,400	円 208,100	円 259,400	円 296,500
11	円 129,700	円 185,700	円 209,700	円 260,700	円 298,300
12	円 130,700	円 187,000	円 211,300	円 262,000	円 300,100
13	円 131,500	円 188,400	円 212,700	円 263,100	円 301,700
14	円 132,500	円 189,600	円 214,400	円 264,300	円 303,400

15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500
21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100
28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300
37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900
43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300
45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500
58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100
62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
66	200,300	251,200	282,900	314,100	367,100
67	201,200	252,000	283,800	314,700	367,700
68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
70	203,700	254,200	285,400	316,500	
71	204,400	254,800	286,200	317,000	
72	205,100	255,400	287,000	317,500	
73	205,900	255,900	287,900	317,800	
74	206,700	256,400	288,700	318,300	
75	207,500	256,900	289,500	318,800	
76	208,300	257,400	290,300	319,300	
77	208,900	258,000	291,100	319,600	
78	209,600	258,500	291,700	320,000	
79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800	
81	211,700	259,900	293,400	321,300	
82	212,400	260,200	294,000	321,700	
83	213,100	260,500	294,600	322,100	
84	213,800	260,800	295,200	322,500	
85	214,500	261,200	295,700	322,900	
86	215,200	261,600	296,300	323,300	
87	215,900	262,000	296,900	323,700	
88	216,600	262,400	297,500	324,100	
89	217,200	262,600	297,900	324,400	
90	217,800	263,000	298,400	324,800	
91	218,400	263,400	299,000	325,200	
92	219,000	263,800	299,400	325,600	
93	219,500	264,200	299,900	325,900	
94	220,000	264,600	300,400	326,300	
95	220,500	265,000	300,900	326,700	
96	221,000	265,400	301,400	327,100	
97	221,600	265,600	301,800	327,400	
98	222,100	265,900	302,300	327,800	
99	222,600	266,200	302,800	328,200	
100	223,100	266,500	303,300	328,600	
101	223,700	266,900	303,700	328,900	
102	224,300	267,200	304,100		
103	224,900	267,500	304,500		
104	225,500	267,800	304,900		
105	225,900	268,100	305,300		
106	226,400	268,400	305,700		
107	226,900	268,700	306,100		
108	227,400	269,000	306,500		
109	227,800	269,300	306,900		
110	228,300	269,600	307,300		

再任用職員以外

別表第五 (第5条の4関係)
昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	2	1	1	1
11	1	3	1	1	1
12	1	4	1	1	1
13	1	5	1	1	1
14	1	6	1	1	1
15	1	7	1	1	1
16	1	8	1	1	1
17	1	9	1	1	1
18	1	10	1	1	2
19	1	11	1	1	3
20	1	12	1	1	4
21	1	13	1	1	5
22	1	14	1	1	6
23	1	15	1	1	7
24	1	16	1	1	8
25	1	17	1	1	9
26	1	18	1	1	10

27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28

57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39

87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	

- 9 前二項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の規則第八条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県規則第七十八号）附則第八項の規定による調整後給料月額と差額相当額との合計額」とする。（その他）
- 10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。
- （現業職員の給与に関する規則の一部改正）
- 11 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十一年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。
附則第五項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第八項を附則第五項とし、附則第九項を附則第六項とする。
- 12 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十六年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。
附則第二項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則別表第一
職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
	2 級
	3 級
	4 級
2 級	5 級

附則別表第二

号給の切替表
イ 旧級が1級である職員の新号給

旧号級	新号級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間	満				
4	3 月 未 満	17				
	3 月以上6 月未 満	18				
	6 月以上9 月未 満	19				
	9 月以上12 月未 満	20				
5	12 月 以 上	21				
	3 月 未 満	21				
	3 月以上6 月未 満	22				
	6 月以上9 月未 満	23				
6	9 月以上12 月未 満	24				
	12 月 以 上	25				
	3 月 未 満	25				
	3 月以上6 月未 満	26				
7	6 月以上9 月未 満	27				
	9 月以上12 月未 満	28				
	12 月 以 上	29				
	3 月 未 満	29				
8	3 月以上6 月未 満	30				
	6 月以上9 月未 満	31				
	9 月以上12 月未 満	32				
	12 月 以 上	33				
	3 月 未 満	33				
	3 月以上6 月未 満	34				
	6 月以上9 月未 満	35				
	9 月以上12 月未 満	36				
	12 月 以 上	37				

9	3 月 未 満	37				
	3 月 以 上 6 月 未 満	38				
	6 月 以 上 9 月 未 満	39				
	9 月 以 上 12 月 未 満	40				
	12 月 以 上	41				
	3 月 未 満	41	1			
10	3 月 以 上 6 月 未 満	42	2			
	6 月 以 上 9 月 未 満	43	3			
	9 月 以 上 12 月 未 満	44	4			
	12 月 以 上	45	5			
	3 月 未 満	45	5			
	3 月 以 上 6 月 未 満	46	6			
11	6 月 以 上 9 月 未 満	47	7			
	9 月 以 上 12 月 未 満	48	8			
	12 月 以 上	49	9			
	3 月 未 満	49	9			
	3 月 以 上 6 月 未 満	50	10			
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	11			
12	9 月 以 上 12 月 未 満	52	12			
	12 月 以 上	53	13			
	3 月 未 満	53	13	1		
13	3 月 以 上 6 月 未 満	54	14	2		
	6 月 以 上 9 月 未 満	55	15	3		
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	16	4		
	12 月 以 上	57	17	5		
	3 月 未 満	57	17	5		
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	18	6		
14	6 月 以 上 9 月 未 満	59	19	7		
	9 月 以 上 12 月 未 満	60	20	8		
	12 月 以 上	61	21	9		

15	3 月 未 満	61	21	9		
	3 月 以 上 6 月 未 満	62	22	10		
	6 月 以 上 9 月 未 満	63	23	11		
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	24	12		
	12 月 以 上	65	25	13		
	3 月 未 満	65	25	13		
16	3 月 以 上 6 月 未 満	66	26	14		
	6 月 以 上 9 月 未 満	67	27	15		
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	28	16		
	12 月 以 上	69	29	17		
	3 月 未 満	69	29	21		
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	30	22		
17	6 月 以 上 9 月 未 満	71	31	23		
	9 月 以 上 12 月 未 満	72	32	24		
	12 月 以 上	73	33	25		
	3 月 未 満	73	33	25		
	3 月 以 上 6 月 未 満	74	34	26		
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	35	27		
18	9 月 以 上 12 月 未 満	76	36	28		
	12 月 以 上	77	37	29		
	3 月 未 満	77	37	29		
19	3 月 以 上 6 月 未 満	78	38	30		
	6 月 以 上 9 月 未 満	79	39	31		
	9 月 以 上 12 月 未 満	80	40	32		
	12 月 以 上	81	41	33		
	3 月 未 満	81	41	33	1	
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	42	34	2	
20	6 月 以 上 9 月 未 満	83	43	35	3	
	9 月 以 上 12 月 未 満	84	44	36	4	
	12 月 以 上	85	45	37	5	

21	3 月 未 満	85	45	37	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	86	46	38	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	47	39	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	48	40	8
22	12 月 以 上	89	49	41	9
	3 月 未 満	89	49	41	9
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	50	42	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	91	51	43	11
23	9 月 以 上 12 月 未 満	92	52	44	12
	12 月 以 上	93	53	45	13
	3 月 未 満	93	53	45	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	94	54	46	14
24	6 月 以 上 9 月 未 満	95	55	47	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	96	56	48	16
	12 月 以 上	97	57	49	17
	3 月 未 満	97	57	49	17
25	3 月 以 上 6 月 未 満	98	58	50	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	99	59	51	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	100	60	52	20
	12 月 以 上	101	61	53	21
26	3 月 未 満	101	61	53	21
	3 月 以 上 6 月 未 満	102	62	54	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	103	63	55	23
	9 月 以 上 12 月 未 満	104	64	56	24
27	12 月 以 上	105	65	57	25
	3 月 未 満	105	65	57	25
	3 月 以 上 6 月 未 満	106	66	58	26
	6 月 以 上 9 月 未 満	107	67	59	27
28	9 月 以 上 12 月 未 満	108	68	60	28
	12 月 以 上	109	69	61	29
	3 月 未 満	109	69	61	29
	3 月 以 上 6 月 未 満	110	70	62	30
29	6 月 以 上 9 月 未 満	111	71	63	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	112	72	64	32
	12 月 以 上	113	73	65	33
	3 月 未 満	113	73	65	33
30	3 月 以 上 6 月 未 満	114	74	66	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	115	75	67	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	116	76	68	36
	12 月 以 上	117	77	69	37
31	3 月 未 満	117	77	69	37
	3 月 以 上 6 月 未 満	118	78	70	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	119	79	71	39
	9 月 以 上 12 月 未 満	120	80	72	40
32	12 月 以 上	121	81	73	41
	3 月 未 満	121	81	73	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	121	82	74	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	121	83	75	43
27	9 月 以 上 12 月 未 満	121	84	76	44
	12 月 以 上	121	85	77	45
	3 月 未 満	121	85	77	45
	3 月 以 上 6 月 未 満	121	86	78	46
28	6 月 以 上 9 月 未 満	121	87	79	47
	9 月 以 上 12 月 未 満	121	88	80	48
	12 月 以 上	121	89	81	49
	3 月 未 満	121	89	81	49
29	3 月 以 上 6 月 未 満	121	90	82	50
	6 月 以 上 9 月 未 満	121	91	83	51
	9 月 以 上 12 月 未 満	121	92	84	52
	12 月 以 上	121	93	85	53

□ 旧級が2級である職員の新号
給

旧号級	新級		5 級
	経過期間		
5	3 月 未 満	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	2	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	3
	9 月 以 上 12 月 未 満	4	4
	12 月 以 上	5	5
6	3 月 未 満	5	5
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	7	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	8
	12 月 以 上	9	9
7	3 月 未 満	9	9
	3 月 以 上 6 月 未 満	10	10
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	12	12
	12 月 以 上	13	13
8	3 月 未 満	13	13
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	14
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	15
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	16
	12 月 以 上	17	17
9	3 月 未 満	17	17
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	18
	6 月 以 上 9 月 未 満	19	19
	9 月 以 上 12 月 未 満	20	20
	12 月 以 上	21	21
	3 月 未 満	21	21

10	3 月 以 上 6 月 未 満	22
	6 月 以 上 9 月 未 満	23
11	9 月 以 上 12 月 未 満	24
	12 月 以 上	25
	3 月 未 満	25
12	3 月 以 上 6 月 未 満	26
	6 月 以 上 9 月 未 満	27
	9 月 以 上 12 月 未 満	28
	12 月 以 上	29
	3 月 未 満	29
13	3 月 以 上 6 月 未 満	30
	6 月 以 上 9 月 未 満	31
	9 月 以 上 12 月 未 満	32
	12 月 以 上	33
	3 月 未 満	33
14	3 月 以 上 6 月 未 満	34
	6 月 以 上 9 月 未 満	35
	9 月 以 上 12 月 未 満	36
	12 月 以 上	37
	3 月 未 満	37
15	3 月 以 上 6 月 未 満	38
	6 月 以 上 9 月 未 満	39
	9 月 以 上 12 月 未 満	40
	12 月 以 上	41
	3 月 未 満	41
	3 月 以 上 6 月 未 満	42
	6 月 以 上 9 月 未 満	43
	9 月 以 上 12 月 未 満	44
	12 月 以 上	45
	3 月 未 満	45

16	3月以上6月未満	46
	6月以上9月未満	47
	9月以上12月未満	48
17	12月以上	49
	3月未満	49
	3月以上6月未満	50
18	6月以上9月未満	51
	9月以上12月未満	52
	12月以上	53
19	3月未満	53
	3月以上6月未満	54
	6月以上9月未満	55
20	9月以上12月未満	56
	12月以上	57
	3月未満	57
21	3月以上6月未満	58
	6月以上9月未満	59
	9月以上12月未満	60
22	12月以上	61
	3月未満	61
	3月以上6月未満	62
23	6月以上9月未満	63
	9月以上12月未満	64
	12月以上	65
24	3月未満	65
	3月以上6月未満	66
	6月以上9月未満	67
25	9月以上12月未満	68
	12月以上	69
	3月未満	69

22	3月以上6月未満	69
	6月以上9月未満	69
	9月以上12月未満	69
23	12月以上	69
	3月未満	69
	3月以上6月未満	69
24	6月以上9月未満	69
	9月以上12月未満	69
	12月以上	69

附則別表第三

旧号級	経過期間	旧級	
		1 級	2 級
4	3月未満	138,400 円	
	3月以上6月未満	139,500	
	6月以上9月未満	140,600	
5	9月以上12月未満	141,700	
	12月以上	142,800	
	3月未満	142,800	297,900
6	3月以上6月未満	144,100	299,600
	6月以上9月未満	145,400	301,300
	9月以上12月未満	146,700	303,000
7	12月以上	148,000	304,700
	3月未満	148,000	304,700
	3月以上6月未満	149,500	306,400
8	6月以上9月未満	151,000	308,100
	9月以上12月未満	152,500	309,800
	12月以上	153,800	311,300
9	3月未満	153,800	311,300
	3月以上6月未満	155,300	312,900
	6月以上9月未満		

7	6月以上9月未満	156,800	314,500
	9月以上12月未満	158,300	316,100
	12月以上	159,700	317,800
8	3月未満	159,700	317,800
	3月以上6月未満	162,300	319,400
	6月以上9月未満	164,900	321,000
	9月以上12月未満	167,500	322,600
	12月以上	170,200	324,100
	3月未満	170,200	324,100
9	3月以上6月未満	171,900	325,300
	6月以上9月未満	173,600	326,500
	9月以上12月未満	175,300	327,700
	12月以上	176,800	328,800
	3月未満	176,800	328,800
	3月以上6月未満	178,600	329,800
10	6月以上9月未満	180,400	330,800
	9月以上12月未満	182,200	331,800
	12月以上	183,800	332,700
11	3月未満	183,800	332,700
	3月以上6月未満	185,300	333,500
	6月以上9月未満	186,800	334,300
	9月以上12月未満	188,300	335,100
	12月以上	189,600	336,000
	3月未満	189,600	345,200
12	3月以上6月未満	190,900	347,100
	6月以上9月未満	192,200	349,000
	9月以上12月未満	193,500	350,900
	12月以上	194,900	352,800
	3月未満	198,000	352,800
	3月以上6月未満	199,800	354,400
13	6月以上9月未満	201,600	356,000
	9月以上12月未満	203,400	357,600
	12月以上	205,000	359,300
14	3月未満	205,000	359,300
	3月以上6月未満	206,900	360,500
	6月以上9月未満	208,800	361,700
	9月以上12月未満	210,700	362,900
	12月以上	212,600	363,900
	3月未満	212,600	363,900
15	3月以上6月未満	214,600	365,000
	6月以上9月未満	216,600	366,100
	9月以上12月未満	218,600	367,200
	12月以上	220,400	368,100
	3月未満	220,400	368,100
	3月以上6月未満	222,400	368,800
16	6月以上9月未満	224,400	369,500
	9月以上12月未満	226,400	370,200
	12月以上	228,300	370,800
17	3月未満	228,300	370,800
	3月以上6月未満	230,600	371,500
	6月以上9月未満	232,600	372,200
	9月以上12月未満	234,600	372,900
	12月以上	236,600	373,400
	3月未満	236,600	373,400
18	3月以上6月未満	238,600	374,100
	6月以上9月未満	240,600	374,800
	9月以上12月未満	242,600	375,500
	12月以上	244,600	376,000
	3月未満	244,600	376,000
	3月以上6月未満	246,600	376,700

(号 外-19)

報 告 書

平成18年3月31日 金曜日

19	6月以上9月未満	248,600	377,400
	9月以上12月未満	250,600	378,100
	12月以上	252,600	378,600
20	3月未満	252,600	378,600
	3月以上6月未満	254,600	379,300
	6月以上9月未満	256,600	380,000
	9月以上12月未満	258,600	380,700
	12月以上	260,500	381,200
	3月未満	260,500	381,200
	3月以上6月未満	262,400	381,800
21	6月以上9月未満	264,300	382,400
	9月以上12月未満	266,200	383,000
	12月以上	268,200	383,700
	3月未満	268,200	383,700
	3月以上6月未満	270,100	384,300
	6月以上9月未満	272,000	384,900
	9月以上12月未満	273,900	385,500
	12月以上	275,800	386,200
	3月未満	275,800	386,200
	3月以上6月未満	277,700	386,800
23	6月以上9月未満	279,600	387,400
	9月以上12月未満	281,500	388,000
	12月以上	283,200	388,700
	3月未満	283,200	
	3月以上6月未満	285,100	
	6月以上9月未満	287,000	
	9月以上12月未満	288,900	
24	12月以上	290,600	
	3月未満	290,600	
	3月以上6月未満	292,400	
25	6月以上9月未満	294,200	
	9月以上12月未満	296,000	
	12月以上	297,900	
26	3月未満	297,900	
	3月以上6月未満	299,600	
	6月以上9月未満	301,300	
	9月以上12月未満	303,000	
	12月以上	304,700	
	3月未満	304,700	
	3月以上6月未満	306,400	
27	6月以上9月未満	308,100	
	9月以上12月未満	309,800	
	12月以上	311,300	
	3月未満	311,300	
	3月以上6月未満	311,300	
	6月以上9月未満	312,900	
	9月以上12月未満	312,900	
	12月以上	314,500	
	3月未満	314,500	
	3月以上6月未満	314,500	
29	6月以上9月未満	316,100	
	9月以上12月未満	316,100	
	12月以上	317,800	
	3月未満	317,800	
	3月以上6月未満	319,400	
	6月以上9月未満	321,000	
	9月以上12月未満	322,600	
30	12月以上	324,100	
	3月未満	324,100	
	3月以上6月未満	324,100	

31	6月以上9月未満	325,300
	9月以上12月未満	325,300
32	12月以上	326,500
	3月未満	326,500
	3月以上6月未満	326,500
	6月以上9月未満	327,700
	9月以上12月未満	327,700
	12月以上	328,800

附則別表第四

期間の区分	支給割合
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	百分の百
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の八十
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	百分の六十
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	百分の四十
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の二十



教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十四号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。） 船舶長、主任運転士、主任管理員、主任船舶員、主任ボイラー技士（ボイラー取扱主任者を除く。）、主任校務技士、主任農場員、主任畜産員、主任介助員、主任調理員、運転士、管理員、船舶員、ボイラー技士（ボイラー取扱主任者を除く。）、校務技士、農場員、畜産員、介助員又は調理員の職にある者をいう。

- 二 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

- 四 経験年数 職員が職員として在職した年数（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号。以下「初任給規則」という。）の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。

- 五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

- 七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。

- 第三条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

- 第四条第二項中「職務は、次に掲げる」を「分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第二）に定める」に改め、各号を削る。

- 第四条の次に次の一条を加える。

- （級別資格基準表）
- 第四条の二 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、第六条の二第二項の場合を除き、級別資格基準表（別表第三）に定めるとおりとする。

- 第五条中「別表第二」を「別表第四」に改める。

- 第六条第一項中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号。以下「初任給規則」という。）を「初任給規則」に改め、「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、同条第二項中「職員が職員として在職した年数（初任給規則の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。以下同じ。」を削り、「十五日（経験年数のうち十年までの年数の月数については、十二月）で除して」を「十二月（その者の経験年数のうち十年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十五日）で除して得た数に四を乗じて」に改める。

第六条の二を次のように改める。

(昇格)

第六条の二 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数を有していることにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については、行うことができない。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(昇格その他の異動の場合の号給)

第六条の三 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第五)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

3 前二項に規定するもののほか、職員が職務の級を異にして異動した場合における号給については、別に定める。

第七条第一項から第五項までを次のように改める。

職員を昇給は、第五項に規定するものを除き、毎年一月一日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じ、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。

3 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

4 職員を昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該号に定める日に、第一項の規定による昇給をさせることができる。

一 業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により職務上特に功績があり、表彰を

受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項第四号に該当する場合又はこれに準ずる場合において退職する場合 退職の日

三 公務のため危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合 別に定める日

第七条第六項中「給料月額」を「号給」に改め、「(最短昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条第七項中「から第三項(第四項において準用する場合を含む。)」まで及び第五項ただし書を「及び第五項」に、「及び前項」を「並びに前項」に改める。

第八条及び第九条を削り、第九条の二を第八条とする。

第九条の三第一項中「第九条」を「第七条」に、「二十一万四千六百円」を「給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、同条第二項中「第九条」を「第七条」に、「二十一万四千六百円」を「前項の規定による給料月額」に改め、同条を第九条とする。

第十条中「(最短昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第十三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第二項中「については」の下に「別に定めるものを除き」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第4条関係)

現業職給料表

職員の職の区分	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800

17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,500	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500	70	203,700	254,200	285,400	316,500	
23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000	71	204,400	254,800	286,200	317,000	
24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500	72	205,100	255,400	287,000	317,500	
25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,000	73	205,900	255,900	287,900	317,800	
26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600	74	206,700	256,400	288,700	318,300	
27	148,100	206,200	233,700	279,100	323,400	75	207,500	256,900	289,500	318,800	
28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600	76	208,300	257,400	290,300	319,300	
29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200	77	208,900	258,000	291,100	319,600	
30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500	78	209,600	258,500	291,700	320,000	
31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800	79	210,300	259,000	292,300	320,400	
32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100	80	211,000	259,500	292,900	320,800	
33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400	81	211,700	259,900	293,400	321,300	
34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700	82	212,400	260,200	294,000	321,700	
35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000	83	213,100	260,500	294,600	322,100	
36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300	84	213,800	260,800	295,200	322,500	
37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600	85	214,500	261,200	295,700	322,900	
38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900	86	215,200	261,600	296,300	323,300	
39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200	87	215,900	262,000	296,900	323,700	
40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500	88	216,600	262,400	297,500	324,100	
41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700	89	217,200	262,600	297,900	324,400	
42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900	90	217,800	263,000	298,400	324,800	
43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100	91	218,400	263,400	298,900	325,200	
44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300	92	219,000	263,800	299,400	325,600	
45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400	93	219,500	264,200	299,900	325,900	
46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500	94	220,000	264,600	300,400	326,300	
47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600	95	220,500	265,000	300,900	326,700	
48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700	96	221,000	265,400	301,400	327,100	
49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900	97	221,600	265,600	301,800	327,400	
50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900	98	222,100	265,900	302,300	327,800	
51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900	99	222,600	266,200	302,800	328,200	
52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900	100	223,100	266,500	303,300	328,600	
53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900	101	223,700	266,900	303,700	328,900	
54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800	102	224,300	267,200	304,100		
55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700	103	224,900	267,500	304,500		
56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600	104	225,500	267,800	304,900		
57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500	105	225,900	268,100	305,300		
58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400	106	226,400	268,400	305,700		
59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300	107	226,900	268,700	306,100		
60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200	108	227,400	269,000	306,500		
61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100	109	227,800	269,300	306,900		
62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000	110	228,300	269,600	307,300		
63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900	111	228,800	269,900	307,700		
64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800	112	229,300	270,200	308,100		

再任用職員以外

再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700
	137		276,800	315,600		
	133		275,800	314,200		
	134		276,100	314,600		
	135		276,400	315,000		
	136		276,700	315,400		
	132		275,700	315,400		
	131		275,400	315,000		
	130		275,100	314,600		
	129		274,800	314,200		
	128		274,700	314,000		
	127		274,400	313,600		
	126		274,100	313,200		
	125		273,800	312,800		
	124		273,700	312,600		
	123		273,400	312,200		
	122	233,300	272,800	311,400		
	118		272,000	310,300		
	119		272,300	310,700		
	120		272,600	311,100		
	117	231,700	271,700	309,900		
	116		271,400	309,600		
	115		271,100	309,200		
	114		270,800	308,800		
	113		270,500	308,400		

別表第二 (第4条関係)

級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	運転士、管理員、船舶員、ボイラー技士、校務技士、農場員、畜産員、介助員又は調理員(以下「運転士等」という。)の職務
2 級	相当高度の知識又は経験が必要と認められる運転士等の職務
3 級	高度の知識又は経験が必要と認められる運転士等の職務
4 級	主任運転士、主任管理員、主任船舶員、主任ボイラー技士、主任校務技士、主任農場員、主任畜産員、主任介助員又は主任調理員(以下「主任運転士等」という。)の職務
5 級	1 船舶長の職務 2 困難な業務を分掌する主任運転士等の職務

別表第三 (第4条の2関係)
級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
高校卒	0	6	3	8	5
中学卒	0	6	9	17	22
	8	3	8	5	
0	8	11	19	24	

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第四 (第5条関係)
初任給基準表

学 歴	初 任 給
高校卒	1 級 17 号 給
中学卒	1 級 9 号 給

別表第五 (第6条の3関係)
昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	

4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15

34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32

64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41

94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	

124	71	84	
125	72	85	
126	72	85	
127	72	86	
128	72	86	
129	73	87	
130	73	87	
131	73	88	
132	74	88	
133	74	89	
134	74		
135	75		
136	75		
137	75		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員(以下「旧級職員」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、旧級が一級であった職員の新級は、勤務成績、経歴年数等を勘案して教育委員会が定める新級欄のいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、新級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(切替日前において旧号給からの昇給に係る最短昇給期間を変更されていた職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額額の切替え)

4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。

(切替日における昇格又は降格の特例)

5 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日を受けることとなる号給を切替日の前日を受けていたものとみなして改正後の教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第六条の三第一項又は第二項の規定を適用する。

(平成十九年一月一日における昇給の号給数の特例)

6 平成十九年一月一日における改正後の規則第七条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「同日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第二項中「四号給」とあるのは「三号給」と、同条第三項中「四号給」とあるのは「三号給」と、「二号給」とあるのは「一号給」とする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き在職する職員の受ける給料月額(以下「新給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)に達しないときは、切替日以後において新給料月額が旧給料月額に達するまでの間、旧給料月額から旧級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める額を減じた額に切替日に受ける給料月額を加えた額(以下「調整後給料月額」という。)をその者の給料月額とする。

8 前項の場合において、切替日から平成二十三年三月三十一日までの間、調整後給料月額のほか、旧給料月額と調整後給料月額との差額に附則別表第四に掲げる期間の区分に応じ同表の支給割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額(以下「差額相当額」という。)を給料として支給する。ただし、新給料月額が調整後給料月額に差額相当額を加えた額に達した日以後については、この限りでない。

9 前二項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の規則第十二条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県教育委員会規則第十四号)附則第八項の規定による調整後給料月額と差額相当額との合計額」とする。

(その他)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

(教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改

正)
 11 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十一年山口県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
 附則第五項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第八項を附則第五項とし、附則第九項を附則第六項とする。
 12 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十六年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則第一項の見出し及び同項を添う。

附則別表第一

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
1 級	2 級
	3 級
	4 級
2 級	5 級

附則別表第二

号給の切替表

イ 旧級が1級である職員の新号給

旧号級	新号級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間	新号級				
4	3 月 未 満	17				
	3 月以上 6 月未満	18				
	6 月以上 9 月未満	19				
	9 月以上 12 月未満	20				
	12 月 以 上	21				

5	3 月 未 満	21			
	3 月以上 6 月未満	22			
6	6 月以上 9 月未満	23			
	9 月以上 12 月未満	24			
	12 月 以 上	25			
7	3 月 未 満	25			
	3 月以上 6 月未満	26			
	6 月以上 9 月未満	27			
	9 月以上 12 月未満	28			
8	12 月 以 上	29			
	3 月 未 満	29			
	3 月以上 6 月未満	30			
	6 月以上 9 月未満	31			
	9 月以上 12 月未満	32			
9	12 月 以 上	33			
	3 月 未 満	33			
	3 月以上 6 月未満	34			
	6 月以上 9 月未満	35			
	9 月以上 12 月未満	36			
	12 月 以 上	37			
10	3 月 未 満	37			
	3 月以上 6 月未満	38			
	6 月以上 9 月未満	39			
	9 月以上 12 月未満	40			
	12 月 以 上	41			
	3 月 未 満	41	1		
	3 月以上 6 月未満	42	2		
6 月以上 9 月未満	43	3			
11	9 月以上 12 月未満	44	4		
	12 月 以 上	45	5		

11	3 月 未 満	45	5		
	3 月 以 上 6 月 未 満	46	6		
	6 月 以 上 9 月 未 満	47	7		
12	9 月 以 上 12 月 未 満	48	8		
	12 月 以 上	49	9		
	3 月 未 満	49	9		
13	3 月 以 上 6 月 未 満	50	10		
	6 月 以 上 9 月 未 満	51	11		
	9 月 以 上 12 月 未 満	52	12		
14	12 月 以 上	53	13		
	3 月 未 満	53	13	1	
	3 月 以 上 6 月 未 満	54	14	2	
15	6 月 以 上 9 月 未 満	55	15	3	
	9 月 以 上 12 月 未 満	56	16	4	
	12 月 以 上	57	17	5	
16	3 月 未 満	57	17	5	
	3 月 以 上 6 月 未 満	58	18	6	
	6 月 以 上 9 月 未 満	59	19	7	
17	9 月 以 上 12 月 未 満	60	20	8	
	12 月 以 上	61	21	9	
	3 月 未 満	61	21	9	
18	3 月 以 上 6 月 未 満	62	22	10	
	6 月 以 上 9 月 未 満	63	23	11	
	9 月 以 上 12 月 未 満	64	24	12	
19	12 月 以 上	65	25	13	
	3 月 未 満	65	25	13	
	3 月 以 上 6 月 未 満	66	26	14	
20	6 月 以 上 9 月 未 満	67	27	15	
	9 月 以 上 12 月 未 満	68	28	16	
	12 月 以 上	69	29	17	

17	3 月 未 満	69	29	21	
	3 月 以 上 6 月 未 満	70	30	22	
	6 月 以 上 9 月 未 満	71	31	23	
18	9 月 以 上 12 月 未 満	72	32	24	
	12 月 以 上	73	33	25	
	3 月 未 満	73	33	25	
19	3 月 以 上 6 月 未 満	74	34	26	
	6 月 以 上 9 月 未 満	75	35	27	
	9 月 以 上 12 月 未 満	76	36	28	
20	12 月 以 上	77	37	29	
	3 月 未 満	77	37	29	
	3 月 以 上 6 月 未 満	78	38	30	
21	6 月 以 上 9 月 未 満	79	39	31	
	9 月 以 上 12 月 未 満	80	40	32	
	12 月 以 上	81	41	33	
22	3 月 未 満	81	41	33	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	82	42	34	2
	6 月 以 上 9 月 未 満	83	43	35	3
23	9 月 以 上 12 月 未 満	84	44	36	4
	12 月 以 上	85	45	37	5
	3 月 未 満	85	45	37	5
24	3 月 以 上 6 月 未 満	86	46	38	6
	6 月 以 上 9 月 未 満	87	47	39	7
	9 月 以 上 12 月 未 満	88	48	40	8
25	12 月 以 上	89	49	41	9
	3 月 未 満	89	49	41	9
	3 月 以 上 6 月 未 満	90	50	42	10
26	6 月 以 上 9 月 未 満	91	51	43	11
	9 月 以 上 12 月 未 満	92	52	44	12
	12 月 以 上	93	53	45	13

23	3 月 未 満	93	53	45	13
	3月以上6月未満	94	54	46	14
	6月以上9月未満	95	55	47	15
	9月以上12月未満	96	56	48	16
	12 月 以 上	97	57	49	17
24	3 月 未 満	97	57	49	17
	3月以上6月未満	98	58	50	18
	6月以上9月未満	99	59	51	19
	9月以上12月未満	100	60	52	20
	12 月 以 上	101	61	53	21
25	3 月 未 満	101	61	53	21
	3月以上6月未満	102	62	54	22
	6月以上9月未満	103	63	55	23
	9月以上12月未満	104	64	56	24
	12 月 以 上	105	65	57	25
26	3 月 未 満	105	65	57	25
	3月以上6月未満	106	66	58	26
	6月以上9月未満	107	67	59	27
	9月以上12月未満	108	68	60	28
	12 月 以 上	109	69	61	29
27	3 月 未 満	109	69	61	29
	3月以上6月未満	110	70	62	30
	6月以上9月未満	111	71	63	31
	9月以上12月未満	112	72	64	32
	12 月 以 上	113	73	65	33
28	3 月 未 満	113	73	65	33
	3月以上6月未満	114	74	66	34
	6月以上9月未満	115	75	67	35
	9月以上12月未満	116	76	68	36
	12 月 以 上	117	77	69	37

29	3 月 未 満	117	77	69	37
	3月以上6月未満	118	78	70	38
	6月以上9月未満	119	79	71	39
	9月以上12月未満	120	80	72	40
	12 月 以 上	121	81	73	41
30	3 月 未 満	121	81	73	41
	3月以上6月未満	121	82	74	42
	6月以上9月未満	121	83	75	43
	9月以上12月未満	121	84	76	44
	12 月 以 上	121	85	77	45
31	3 月 未 満	121	85	77	45
	3月以上6月未満	121	86	78	46
	6月以上9月未満	121	87	79	47
	9月以上12月未満	121	88	80	48
	12 月 以 上	121	89	81	49
32	3 月 未 満	121	89	81	49
	3月以上6月未満	121	90	82	50
	6月以上9月未満	121	91	83	51
	9月以上12月未満	121	92	84	52
	12 月 以 上	121	93	85	53

口 旧級が2級である職員の新号
給

旧号級	新級	5 級
経過期間		
3 月 未 満		1
3月以上6月未満		2
6月以上9月未満		3
9月以上12月未満		4
12 月 以 上		5
5		
3 月 未 満		5

6	3月以上6月未滿	6
	6月以上9月未滿	7
	9月以上12月未滿	8
7	12月以上	9
	3月未滿	9
	3月以上6月未滿	10
8	6月以上9月未滿	11
	9月以上12月未滿	12
	12月以上	13
9	3月未滿	13
	3月以上6月未滿	14
	6月以上9月未滿	15
10	9月以上12月未滿	16
	12月以上	17
	3月未滿	17
11	3月以上6月未滿	18
	6月以上9月未滿	19
	9月以上12月未滿	20
12	12月以上	21
	3月未滿	21
	3月以上6月未滿	22
13	6月以上9月未滿	23
	9月以上12月未滿	24
	12月以上	25
14	3月未滿	25
	3月以上6月未滿	26
	6月以上9月未滿	27
15	9月以上12月未滿	28
	12月以上	29
	3月未滿	29
16	3月以上6月未滿	30
	6月以上9月未滿	31
	9月以上12月未滿	32
17	12月以上	33
	3月未滿	33
	3月以上6月未滿	34
18	6月以上9月未滿	35
	9月以上12月未滿	36
	12月以上	37
19	3月未滿	37
	3月以上6月未滿	38
	6月以上9月未滿	39
20	9月以上12月未滿	40
	12月以上	41
	3月未滿	41
21	3月以上6月未滿	42
	6月以上9月未滿	43
	9月以上12月未滿	44
22	12月以上	45
	3月未滿	45
	3月以上6月未滿	46
23	6月以上9月未滿	47
	9月以上12月未滿	48
	12月以上	49
24	3月未滿	49
	3月以上6月未滿	50
	6月以上9月未滿	51
25	9月以上12月未滿	52
	12月以上	53
	3月未滿	53

附則別表第三

旧号級	経過期間	旧級	
		1 級	2 級
18	3 月 未 満	138,400 円	
	3 月 以 上 6 月 未 満	139,500	
	6 月 以 上 9 月 未 満	140,600	
19	9 月 以 上 12 月 未 満	141,700	
	12 月 以 上	142,800	
	3 月 未 満	142,800	297,900
20	3 月 以 上 6 月 未 満	144,100	299,600
	6 月 以 上 9 月 未 満	145,400	301,300
	9 月 以 上 12 月 未 満	146,700	303,000
21	12 月 以 上	148,000	304,700
	3 月 未 満	148,000	304,700
	3 月 以 上 6 月 未 満	149,500	306,400
22	6 月 以 上 9 月 未 満	151,000	308,100
	9 月 以 上 12 月 未 満	152,500	309,800
	12 月 以 上	153,800	311,300
23	3 月 未 満	153,800	311,300
	3 月 以 上 6 月 未 満	155,300	312,900
	6 月 以 上 9 月 未 満	156,800	314,500
24	9 月 以 上 12 月 未 満	158,300	316,100
	12 月 以 上	159,700	317,800
	3 月 未 満	159,700	317,800
25	3 月 以 上 6 月 未 満	162,300	319,400
	6 月 以 上 9 月 未 満	164,900	321,000
	9 月 以 上 12 月 未 満	167,500	322,600
26	12 月 以 上	170,200	324,100
	3 月 未 満	170,200	324,100
	3 月 以 上 6 月 未 満	171,900	325,300

18	3 月 以 上 6 月 未 満	54
	6 月 以 上 9 月 未 満	55
	9 月 以 上 12 月 未 満	56
19	12 月 以 上	57
	3 月 未 満	57
	3 月 以 上 6 月 未 満	58
20	6 月 以 上 9 月 未 満	59
	9 月 以 上 12 月 未 満	60
	12 月 以 上	61
21	3 月 未 満	61
	3 月 以 上 6 月 未 満	62
	6 月 以 上 9 月 未 満	63
22	9 月 以 上 12 月 未 満	64
	12 月 以 上	65
	3 月 未 満	65
23	3 月 以 上 6 月 未 満	66
	6 月 以 上 9 月 未 満	67
	9 月 以 上 12 月 未 満	68
24	12 月 以 上	69
	3 月 未 満	69
	3 月 以 上 6 月 未 満	69
25	6 月 以 上 9 月 未 満	69
	9 月 以 上 12 月 未 満	69
	12 月 以 上	69
26	3 月 未 満	69
	3 月 以 上 6 月 未 満	69
	6 月 以 上 9 月 未 満	69
27	9 月 以 上 12 月 未 満	69
	12 月 以 上	69
	3 月 未 満	69

9	6月以上9月未満	173,600	326,500
	9月以上12月未満	175,300	327,700
	12月以上	176,800	328,800
10	3月未満	176,800	328,800
	3月以上6月未満	178,600	329,800
	6月以上9月未満	180,400	330,800
	9月以上12月未満	182,200	331,800
	12月以上	183,800	332,700
	3月未満	183,800	332,700
11	3月以上6月未満	185,300	333,500
	6月以上9月未満	186,800	334,300
	9月以上12月未満	188,300	335,100
	12月以上	189,600	336,000
	3月未満	189,600	345,200
	3月以上6月未満	190,900	347,100
12	6月以上9月未満	192,200	349,000
	9月以上12月未満	193,500	350,900
	12月以上	194,900	352,800
13	3月未満	198,000	352,800
	3月以上6月未満	199,800	354,400
	6月以上9月未満	201,600	356,000
	9月以上12月未満	203,400	357,600
	12月以上	205,000	359,300
	3月未満	205,000	359,300
14	3月以上6月未満	206,900	360,500
	6月以上9月未満	208,800	361,700
	9月以上12月未満	210,700	362,900
	12月以上	212,600	363,900
	3月未満	212,600	363,900
	3月以上6月未満	214,600	365,000
15	6月以上9月未満	216,600	366,100
	9月以上12月未満	218,600	367,200
	12月以上	220,400	368,100
16	3月未満	220,400	368,100
	3月以上6月未満	222,400	368,800
	6月以上9月未満	224,400	369,500
	9月以上12月未満	226,400	370,200
	12月以上	228,300	370,800
	3月未満	228,600	370,800
17	3月以上6月未満	230,600	371,500
	6月以上9月未満	232,600	372,200
	9月以上12月未満	234,600	372,900
	12月以上	236,600	373,400
	3月未満	236,600	373,400
	3月以上6月未満	238,600	374,100
18	6月以上9月未満	240,600	374,800
	9月以上12月未満	242,600	375,500
	12月以上	244,600	376,000
19	3月未満	244,600	376,000
	3月以上6月未満	246,600	376,700
	6月以上9月未満	248,600	377,400
	9月以上12月未満	250,600	378,100
	12月以上	252,600	378,600
	3月未満	252,600	378,600
20	3月以上6月未満	254,600	379,300
	6月以上9月未満	256,600	380,000
	9月以上12月未満	258,600	380,700
	12月以上	260,500	381,200
	3月未満	260,500	381,200
	3月以上6月未満	262,400	381,800

21	6月以上9月未滿	264,300	382,400
	9月以上12月未滿	266,200	383,000
	12月以上	268,200	383,700
22	3月未滿	268,200	383,700
	3月以上6月未滿	270,100	384,300
	6月以上9月未滿	272,000	384,900
	9月以上12月未滿	273,900	385,500
	12月以上	275,800	386,200
	3月未滿	275,800	386,200
	3月以上6月未滿	277,700	386,800
	6月以上9月未滿	279,600	387,400
	9月以上12月未滿	281,500	388,000
23	12月以上	283,200	388,700
	3月未滿	283,200	
	3月以上6月未滿	285,100	
24	6月以上9月未滿	287,000	
	9月以上12月未滿	288,900	
	12月以上	290,600	
25	3月未滿	290,600	
	3月以上6月未滿	292,400	
	6月以上9月未滿	294,200	
	9月以上12月未滿	296,000	
	12月以上	297,900	
	3月未滿	297,900	
26	3月以上6月未滿	299,600	
	6月以上9月未滿	301,300	
	9月以上12月未滿	303,000	
	12月以上	304,700	
	3月未滿	304,700	
	3月以上6月未滿	306,400	

27	6月以上9月未滿	308,100	
	9月以上12月未滿	309,800	
	12月以上	311,300	
28	3月未滿	311,300	
	3月以上6月未滿	311,300	
	6月以上9月未滿	312,900	
	9月以上12月未滿	312,900	
	12月以上	314,500	
	3月未滿	314,500	
	3月以上6月未滿	314,500	
	6月以上9月未滿	316,100	
	9月以上12月未滿	316,100	
29	12月以上	317,800	
	3月未滿	317,800	
	3月以上6月未滿	319,400	
30	6月以上9月未滿	321,000	
	9月以上12月未滿	322,600	
	12月以上	324,100	
31	3月未滿	324,100	
	3月以上6月未滿	324,100	
	6月以上9月未滿	325,300	
	9月以上12月未滿	325,300	
	12月以上	326,500	
	3月未滿	326,500	
32	3月以上6月未滿	326,500	
	6月以上9月未滿	327,700	
	9月以上12月未滿	327,700	
	12月以上	328,800	

附則別表第四

期 間 の 区 分	支給割合
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	百分の百
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の八十
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	百分の六十
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	百分の四十
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の二十

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)